

京都大学の 会計情報

- 53 財務担当理事メッセージ
- 54 総事業費(受入額)の概況
- 55 令和2事業年度決算 財務ハイライト
- 57 財務諸表等の要約
- 62 国立大学法人会計の仕組み

Section 4



財務担当理事メッセージ

Message

令和2事業年度を振り返って

令和2年10月より、理事（財務・入試担当）・副学長を拝命しました。新型コロナウイルス感染症拡大の中での着任となりましたが、世界経済が異次元の危機に直面して転換局面を迎えており、我が国においても雇用、経済、財政が悪化する中、財務担当理事としてその任務の重要性と責任を再認識しています。

さて、現在我が国では、一般会計歳入の約3分の1を公債金に依存するなど、厳しい状況下にあります。このような状況の中で、政府は経済再生と財政健全化の達成に向け徹底した歳出改革に取り組むとともに、国立大学法人には、教育・研究・医療活動の高い質を確保しつつ戦略的な経営強化の必要性を説くなど、より一層の改革の実行を求めてきました。加えて令和元事業年度から導入された、客観・共通指標に基づく客観性の高い評価・資源配分の仕組みである「成果を中心とする実績状況に基づく配分」において、令和2事業年度からは教育研究や学問分野ごとの特性を反映した指標が追加されるとともに、配分割合・変動幅が拡大されるなど、成果や実績による客観的な評価を通じて、第4期中期目標期間に向けた一層の経営改革の推進も求められています。

また、第4期中期目標期間では、国立大学が自らのミッションに基づいて、自律的・戦略的な経営を進め、社会のさまざまなステークホルダーと互恵的に協働することを通じて信頼関係を深め、社会変革や地域の課題解決を主導していくことを期待されて

います。

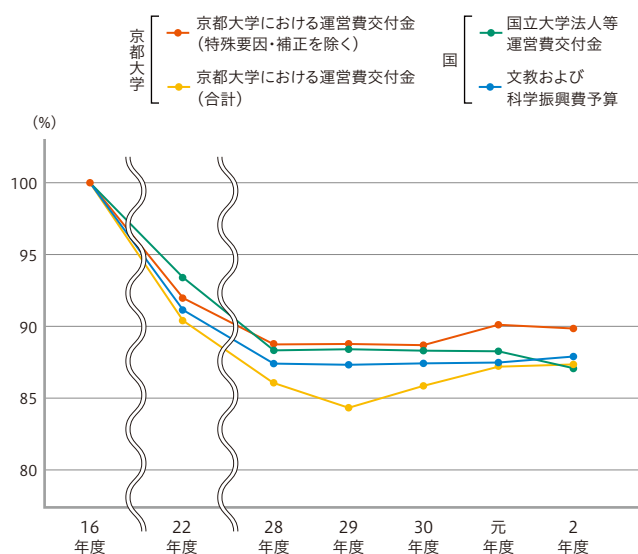
他方、平成16年4月の国立大学法人化時点を基準として、国立大学法人運営費交付金の減少等、大学の裁量をもって編成可能な基盤的な経費は縮小傾向にあります。さらに令和2事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の中、学内での感染防止対策、修学が困難となった学生への支援など、本学でもさまざまな財政支援を実施してまいりました。このような刻々と変化する昨今の状況において、今後の戦略的な運営を行うために、安定的に財源を確保すると同時に、メリハリのある計画的財政運営を行うことが必要だと感じています。そのため、財政基盤となる運営費交付金に加えて競争的資金等の拡充を目指していきます。

本学を日頃より支えてくださっているみなさまにおかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますと幸甚に存じます。

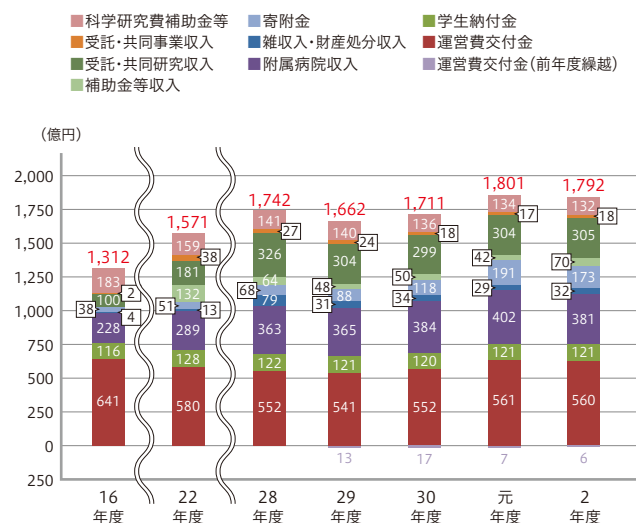


理事（財務・入試担当）・副学長 村上 章

運営費交付金増減率（平成16年度比）



主な運営財源の推移



※上記には、施設費、長期借入金、目的積立金、前期中期目標期間繰越積立金および出資金は含まれていません。また、運営財源の合計額に運営費交付金（前年度繰越）は含まれていません。

総事業費(受入額)の概況

Amount Received

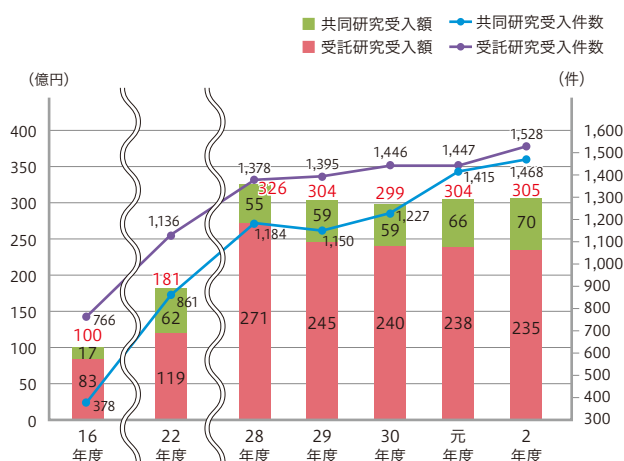
主な運営財源の推移

令和2事業年度の本学の総事業費(受入額)は、前事業年度より9億円減少し1,792億円となりました。減少の主な要因は、附属病院収入の減少です。

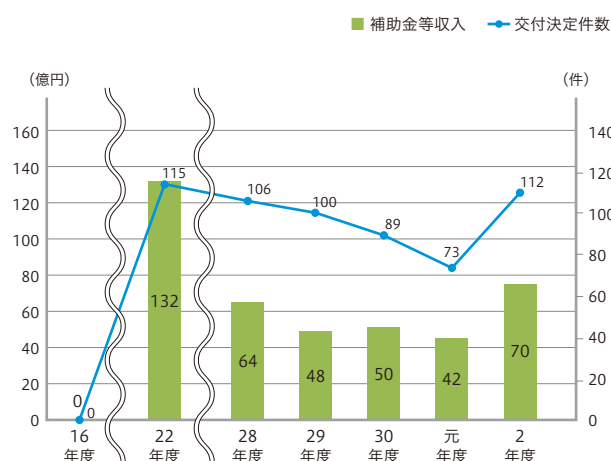
附属病院収入の減少(△21億円)の要因は、新型コロナウイルス感染症対応として、受入病床の確保等で患者数が減少したこと等に伴うものです。

外部資金のうち、補助金等収入(+28億円)については大きく増加しています。また、受託・共同研究等収入(+2億円)は増加している一方で、科学研究費補助金等(△2億円)は新型コロナウイルス感染症の影響で次年度への繰越が多く発生したため、受入額が減少しています。

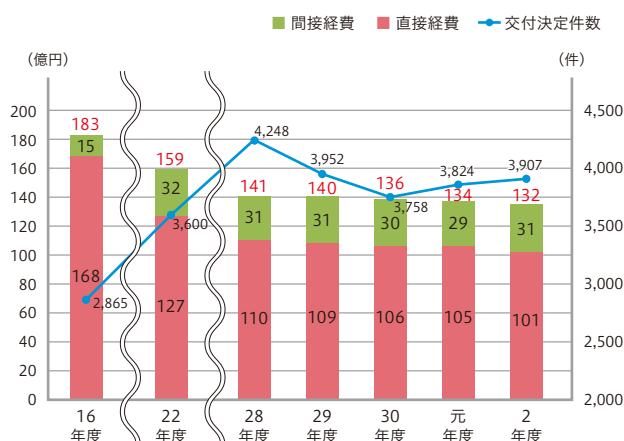
受託・共同研究収入 受入額/件数



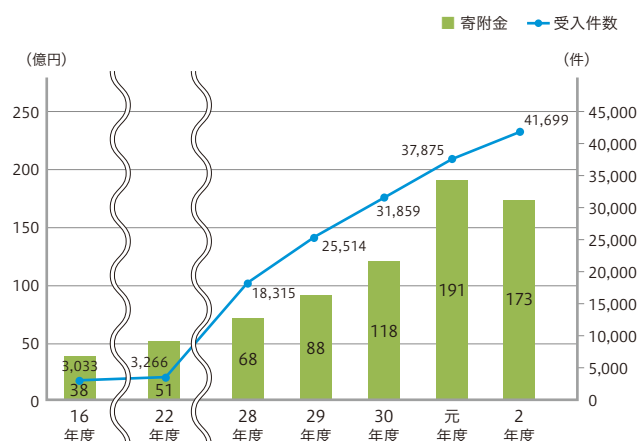
補助金等収入 受入額/件数



科学研究費補助金等 受入額/件数



寄附金 受入額/件数



本学がこれまで果たしてきた多様な役割に加え、社会からの期待や要請に応え、新たな課題解決の、社会変革の原動力となるためには、限られた資源の有効活用を一層図るだけでなく、新たな改革に取り組んでいく必要があります。本学は、京都大学の改革と将来構想を踏まえて、第3期中期計画を着実に実行し、第

4期中期計画を見据えながら、自己収入の拡充や競争的資金等のさらなる獲得に努めることにより、多角的な視野から財政基盤の強化を図っていくとともに、経費の計画的かつ適正な執行に努めています。

令和2事業年度決算 財務ハイライト

Financial Highlights

貸借対照表の概要

(単位: 億円)

資産の部	(元年度)	2年度	増減	構成比
土地	(1,630)	1,630	0	31.5%
建物等 ^{※1}	(1,699)	1,643	△56	31.8%
工具器具備品等 ^{※2}	(230)	235	5	4.5%
図書	(348)	350	2	6.8%
建設仮勘定 ^{※3}	(22)	39	17	0.7%
投資有価証券	(121)	121	0	2.3%
関係会社有価証券 ^{※4}	(73)	98	25	1.9%
長期性預金	(35)	35	—	0.7%
現金及び預金 ^{※5}	(768)	781	13	15.1%
金銭の信託	(51)	60	9	1.2%
有価証券	(15)	10	△5	0.2%
未収入金	(109)	107	△2	2.1%
その他	(61)	62	1	1.2%
資産合計	(5,162)	5,171	9	100.0%

負債の部	(元年度)	2年度	増減	構成比
資産見返負債	(800)	795	△5	15.4%
借入金 ^{※6}	(345)	373	28	7.2%
長期未払金	(59)	52	△7	1.0%
寄附金債務 ^{※7}	(477)	496	19	9.6%
未払金	(176)	170	△6	3.3%
その他 ^{※8}	(145)	173	28	3.3%
負債合計	(2,002)	2,059	57	39.8%
純資産の部	(元年度)	2年度	増減	構成比
資本金	(2,682)	2,682	—	51.9%
資本剰余金 ^{※9}	(135)	112	△23	2.2%
利益剰余金 ^{※10}	(364)	317	△47	6.1%
当期末処分利益・未処理損失	(△21)	1	22	0.0%
純資産合計	(3,160)	3,112	△48	60.2%
負債・純資産合計	(5,162)	5,171	9	100.0%

【貸借対照表に関する特記事項】

【資産】

(※1) 建物等△56億円:

ウイルス再生研3号館の改修、特高変電所の受変電設備の改修等による増加(+52億円)と、減価償却累計額の増加(△108億円)

(※2) 工具器具備品等+5億円:

取得した工具器具備品等の増加(+29億円)と、減価償却累計額の増加(△24億円)

(※3) 建設仮勘定+17億円:

附属病院の中央診療棟・北病棟の改修工事等による増加

(※4) 関係会社有価証券+25億円:

産業競争力強化法に基づくイノベーション京都2021投資事業有限責任組合等への出資による増加

(※5) 現金及び預金+13億円:

業務活動によるキャッシュフロー(+157億円)、投資活動によるキャッシュフロー(△42億円)、財務活動によるキャッシュフロー(+18億円)

なお、キャッシュフロー計算書には、資金の範囲の相違による影響(定期預金の取得による支出および払戻による収入)が含まれています。(△120億円)

【負債】

(※6) 借入金+28億円:

(独)大学改革支援・学位授与機構からの新規借入による増加(+37億円)と、当期返済による減少(△9億円)

(※7) 寄附金債務+19億円:

寄附金の未使用額である寄附金債務の増加

(※8) その他(負債の部)+28億円:

新型コロナウイルスの影響による預り金(科学研究費補助金等)の繰越増等による増加

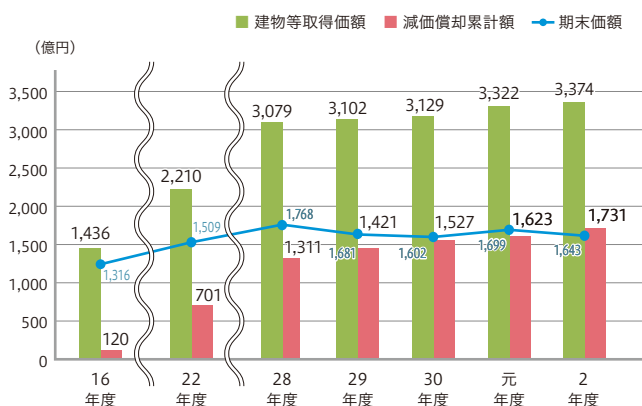
【純資産】

(※9) 資本剰余金△23億円:

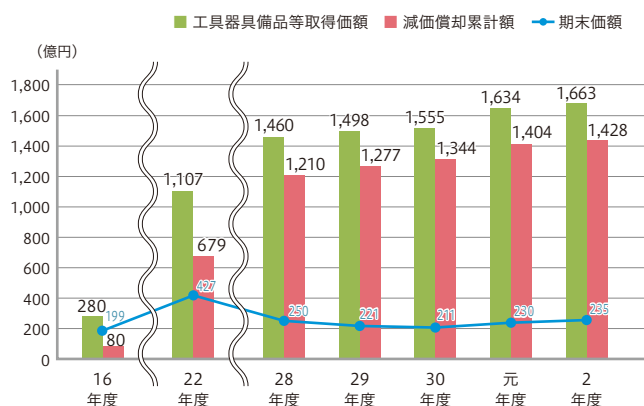
施設整備費補助金等を財源とする固定資産の取得による増加(+49億円)と、出資資産や施設整備費補助金等で購入した資産の減価償却費相当額の累計である損益外減価償却累計額等の増加(△72億円)

(※10) ここでの「利益剰余金」は前中期目標期間繰越積立金、教育研究等積立金、積立金の合計を表しています。

建物等(建物・構築物)の推移



工具器具備品等(工具器具備品・機械装置)の推移



損益計算書の概要

(単位: 億円)

	(元年度)	2年度	増減	構成比
経常費用				
人件費 ^{※1}	(693)	700	7	43.1%
教育経費 ^{※2}	(71)	79	8	4.9%
研究経費	(204)	201	△3	12.4%
診療経費 ^{※3}	(290)	274	△16	16.9%
教育研究支援経費	(25)	25	0	1.5%
受託研究費等	(307)	310	3	19.1%
一般管理費	(36)	34	△2	2.1%
借入金利息等	(3)	1	△2	0.0%
経常費用合計	(1,629)	1,624	△5	100.0%
臨時損失	(21)	1	△20	
計				
当期総利益(損失) ^{※4}	(△21)	1	22	

	(元年度)	2年度	増減	構成比
経常収益				
運営費交付金収益 ^{※5}	(544)	536	△8	33.2%
学生納付金収益	(136)	136	0	8.4%
附属病院収益 ^{※6}	(405)	379	△26	23.5%
受託研究等収益	(309)	309	0	19.2%
寄附金収益	(54)	58	4	3.6%
補助金等収益 ^{※7}	(34)	62	28	3.8%
科研費等間接経費	(28)	29	1	1.8%
その他収益	(97)	104	7	6.5%
経常収益合計	(1,607)	1,613	6	100.0%
臨時利益	(9)	2	△7	
目的積立金等取崩	(13)	11	△2	
計				
		1,626		

【損益計算書に関する特記事項】

【経常費用(△5億円)】

(※1) 人件費+7億円:

常勤職員にかかる人件費等が増加したことによる増加等

(※2) 教育経費+8億円:

新型コロナウイルス感染症対応として、授業料免除枠の追加、京都大学緊急給付型奨学金等の緊急学生支援プランを実施したことによる増加等

(※3) 診療経費△16億円:

新型コロナウイルス感染症患者の受入体制構築のための手術枠制限や受入病床の確保等で患者数が減少したことに伴う減少等

【当期総利益(+1億円)】

(※4) 令和2事業年度の当期総利益(1億円)は、全額が本学の運営努力による利益であり、文部科学大臣の経営努力認定を受けた後、次年度以降の教育・研究・診療を充実させるために、中期計画の剰余金の使途に従って使用することが認められています。※詳細は65～66ページ参照

【経常収益(+6億円)】

(※5) 運営費交付金収益△8億円:

災害支援関連経費等の特殊な要因による経費等を翌年度へ繰り越したことによる当年度の収益の減少等

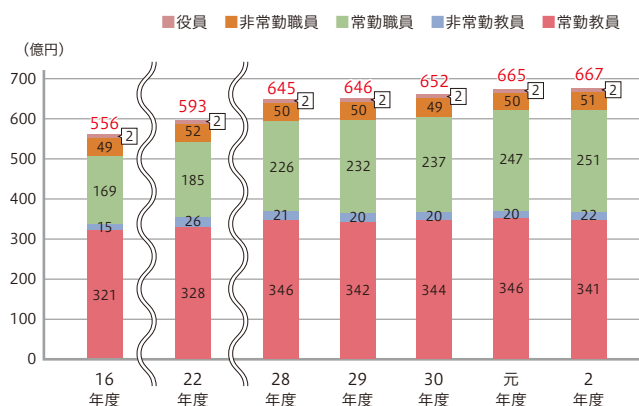
(※6) 附属病院収益△26億円:

新型コロナウイルス感染症患者の受入体制構築のための手術枠制限や受入病床の確保等で患者数が減少したことに伴う減少等

(※7) 補助金等収益+28億円:

文部科学省や京都府からの新型コロナウイルス対応にかかる補助金の受入額増加等

役員・教員・職員人件費(退職給付を除く)の推移



報告書に掲載している関連の情報は、以下のウェブサイトで公表しています。



令和2事業年度(第17期)財務諸表等

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/publication/disclosure/accounting.html>

財務諸表等は、国立大学法人法に基づき監事監査を受けるとともに、本学の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの会計監査を受けています。

財務諸表等の要約

貸借対照表

貸借対照表とは、財政状態を明らかにするために、決算日におけるすべての資産（土地、建物、工具器具備品、現金及び預金等）、負債（運営費交付金債務、未払金等）および純資産（政府出資金、資本剰余金等）を表示するものです。

資産の部

(単位:百万円、単位未満切り捨て)

科目	16年度 (H17.3.31)	元年度 (R2.3.31)	2年度 (R3.3.31)	増△減 (前年比較)
固定資産	354,199	420,381	419,658	△ 723
土地	165,894	163,041	163,041	-
減損損失累計額 ^{※1}	-	△ 34	△ 103	△ 69
建物	131,429	303,618	307,291	3,673
減価償却累計額	△ 11,088	△ 148,264	△ 157,912	△ 9,648
減損損失累計額 ^{※1}	-	△ 16	△ 16	0
構築物	12,141	28,584	30,068	1,484
減価償却累計額	△ 924	△ 14,030	△ 15,164	△ 1,134
減損損失累計額 ^{※1}	-	△ 0	△ 0	-
工具器具備品	27,953	162,697	165,569	2,872
減価償却累計額	△ 8,021	△ 140,031	△ 142,403	△ 2,372
図書	29,676	34,752	35,031	279
美術品・収蔵品	706	930	939	9
建設仮勘定	339	2,200	3,903	1,703
特許権	10	606	567	△ 39
借地権	1,205	1,259	1,259	-
ソフトウェア	452	173	170	△ 3
投資有価証券 ^{※2}	4,071	12,106	12,135	29
関係会社株式	-	189	202	13
その他の関係会社有価証券 ^{※3}	-	7,338	9,833	2,495
長期性預金	-	3,500	3,500	-
その他	355	1,760	1,743	△ 17
流動資産	29,600	95,837	97,402	1,565
現金及び預金	22,951	76,784	78,037	1,253
未収学生納付金収入 ^{※4}	255	307	298	△ 9
徴収不能引当金 ^{※5}	△ 80	△ 59	△ 58	1
未収附属病院収入 ^{※4}	4,934	7,475	7,263	△ 212
徴収不能引当金 ^{※5}	△ 309	△ 71	△ 70	1
未収入金 ^{※4}	65	3,227	3,222	△ 5
金銭の信託	-	5,129	5,994	865
有価証券 ^{※6}	1,032	1,499	999	△ 500
たな卸資産	47	800	773	△ 27
医薬品及び診療材料	666	518	633	115
その他	37	224	307	83
資産合計	383,799	516,218	517,060	842

(※1) 減損処理（固定資産の使用実績が、取得時に想定した使用計画に比して著しく低下し、回復の見込みがないと認められる場合等に、当該固定資産の価額を回収可能サービス価額まで減少させる会計処理）により資産の価額を減少させた累計額です。

(※2) 国債、地方債、政府保証債その他の債券であり、そのうち期末日の翌日から起算して償還日が1年を超えて到来するものです。

(※3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づき取得した有価証券です。

(※4) 通常の業務活動により発生した未収債権であり、未収学生納付金収入、未収附属病院収入およびそれ以外に分けて表示しています。

(※5) 将来において、徴収できない可能性の高い未収債権に対する引当金です。

(※6) 国債、地方債、政府保証債その他の債券であり、そのうち期末日の翌日から起算して償還日が1年以内に到来するものです。

負債の部

(単位:百万円、単位未満切り捨て)

科目	16年度 (H17.3.31)	元年度 (R2.3.31)	2年度 (R3.3.31)	増△減 (前年比較)
固定負債	95,567	126,307	127,042	735
資産見返負債 ^{※7}	46,663	80,025	79,495	△ 530
大学改革支援・学位授与機構債務負担金 ^{※8}	35,043	1,681	1,292	△ 389
長期借入金	12,417	30,856	33,345	2,489
長期未払金	1,442	5,883	5,186	△ 697
その他	－	7,860	7,722	△ 138
流動負債	38,037	73,943	78,835	4,892
運営費交付金債務 ^{※9}	813	1,092	1,354	262
寄附金債務 ^{※10}	9,942	40,057	42,066	2,009
前受受託研究費等 ^{※11}	297	7,727	9,216	1,489
一年以内返済予定大学改革支援・学位授与機構債務負担金 ^{※8}	3,600	842	776	△ 66
一年以内返済予定長期借入金	6,125	1,132	1,858	726
未払金	15,145	17,629	16,987	△ 642
その他	2,112	5,461	6,575	1,114
負債合計	133,605	200,250	205,878	5,628

純資産の部

科目	16年度 (H17.3.31)	元年度 (R2.3.31)	2年度 (R3.3.31)	増△減 (前年比較)
資本金	244,529	268,182	268,182	－
政府出資金 ^{※12}	244,529	268,182	268,182	－
資本剰余金	△ 454	13,533	11,184	△ 2,349
資本剰余金	10,295	146,385	151,306	4,921
損益外減価償却累計額 ^{※13}	△ 10,749	△ 131,643	△ 138,427	△ 6,784
損益外減損損失累計額 ^{※14}	－	△ 57	△ 125	△ 68
損益外有価証券損益累計額(その他) ^{※15}	－	△ 1,160	△ 1,577	△ 417
その他	－	9	9	0
利益剰余金	6,118	34,252	31,815	△ 2,437
前中期目標期間繰越積立金 ^{※16}	－	32,807	28,741	△ 4,066
教育研究等積立金 ^{※16}	－	1,594	970	△ 624
積立金 ^{※16}	－	1,978	1,978	－
当期末処分利益(未処理損失)	6,118	△ 2,127	125	2,252
純資産合計	250,193	315,968	311,182	△ 4,786
負債・純資産合計	383,799	516,218	517,060	842

(※7) 国立大学法人会計基準に基づき、運営費交付金等で減価償却資産を取得した場合に取得原価に相当する金額を負債から振り替え、当該資産が費用化(減価償却費)される時点において資産見返負債戻入として収益化する会計処理のための科目です。(64ページ参照)

(※8) 法人化の際に、国立学校特別会計から(独)大学改革支援・学位授与機構が承継した借入金の償還のための同機構への拠出債務です。

(※9) 国から交付された運営費交付金の未使用相当額です。

(※10) 寄附者が使途を特定した寄附金および本学が使用に先立ってあらかじめ計画的に使途を特定した寄附金の未使用相当額です。

(※11) 受託研究等収入(共同研究収入および受託事業収入等を含む)を受領したもののうち、受託研究等が終了していない場合に計上される科目です。

(※12) 政府からの金銭出資および金銭以外の財産による現物出資の金額の累計額です。

(※13) 国立大学法人会計基準に基づき、施設整備費補助金等で減価償却資産を取得した場合に減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産にかかる減価償却累計額です。(64ページ参照)

(※14) 固定資産の減損にかかる国立大学法人会計基準に基づき、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず発生した減損にかかる減損損失累計額です。

(※15) 産業競争力強化法第21条に基づき、特定研究成果活用支援事業を実施することで得られる有価証券にかかる投資事業組合損益累計額、関係会社株式評価損累計額です。

(※16) 前中期目標期間繰越積立金：中期目標期間最終年度における積立金のうち、文部科学大臣より次期中期目標期間への繰越が承認された前中期目標期間繰越積立金の残額です。

教育研究等積立金：経営努力認定(文部科学大臣の承認)を受けた目的積立金の残額です。

積立金：経営努力認定以外の資金の裏付けのない積立金の残額です。

(いずれも66ページ参照)

財務諸表等の要約

損益計算書

損益計算書とは、運営状況を明らかにするために、一事業年度におけるすべての費用（教育経費、研究経費等）と収益（運営費交付金収益、学生納付金収益等）を表示するものです。

（単位：百万円、単位未満切り捨て）

科目	16年度 (H16.4-H17.3)	元年度 (H31.4-R2.3)	2年度 (R2.4-R3.3)	増△減 (前年比較)
経常費用				
業務費	108,304	159,008	158,852	△ 156
教育経費	3,802	7,130	7,884	754
研究経費	13,375	20,358	20,062	△ 296
診療経費	18,461	29,014	27,440	△ 1,574
教育研究支援経費	2,717	2,508	2,521	13
受託研究費等	9,015	30,685	30,941	256
人件費	60,931	69,312	70,002	690
一般管理費	5,273	3,633	3,414	△ 219
財務費用	1,662	154	86	△ 68
雑損	1	103	18	△ 85
経常費用合計	115,242	162,900	162,372	△ 528
経常収益				
運営費交付金収益 ^{※1}	61,062	54,409	53,602	△ 807
学生納付金収益	13,164	13,644	13,570	△ 74
附属病院収益	23,460	40,488	37,919	△ 2,569
受託研究等収益	9,925	30,861	30,860	△ 1
寄附金収益 ^{※2}	3,668	5,352	5,765	413
補助金等収益 ^{※3}	－	3,444	6,171	2,727
研究関連収入 ^{※4}	1,494	2,843	2,920	77
資産見返負債戻入 ^{※5}	5,755	6,538	6,420	△ 118
財務収益	19	196	205	9
その他	793	2,914	3,801	887
経常収益合計	119,345	160,693	161,239	546
経常利益（損失）	4,102	△ 2,206	△ 1,132	1,074
臨時損失	9,811	2,088	95	△ 1,993
臨時利益	11,826	919	230	△ 689
目的積立金取崩額	－	360	182	△ 178
前中期目標期間繰越積立金取崩額	－	887	940	53
当期総利益（損失）^{※6}	6,118	△ 2,127	125	2,252

（※1）運営費交付金債務のうち、期間進行基準、業務達成基準、費用進行基準のいずれかの基準に応じて収益化したものです。

（※2）使途を特定して受け入れた寄附金において費用に充当した収益および使途を特定せず受け入れた寄附金にかかる収益です。

（※3）受け入れた補助金等において費用に充当した収益です。

（※4）科学研究費補助金等の間接経費の受入にかかる収益です。（62 ページ参照）

（※5）運営費交付金等で取得した固定資産（償却資産）を減価償却する際に、その減価償却相当額を資産見返負債から収益に振り替える会計処理のための科目です。（64 ページ参照）

（※6）国立大学法人会計においては、原則として損益が均衡するように制度が設計されていますが、一部の会計処理においては運営努力の如何に関わらず利益や損失が生じることがあります。（65 ページ参照）

財務諸表等の要約

キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書とは、資金の調達や運用状況を明らかにするため、一事業年度の資金の流れを「業務活動」・「投資活動」・「財務活動」の三つの区分に分けて表示するものです。

(単位:百万円、単位未満切り捨て)

科目	16年度 (H16.4-H17.3)	元年度 (H31.4-R2.3)	2年度 (R2.4-R3.3)	増△減 (前年比較)
I. 業務活動によるキャッシュ・フロー				
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 28,731	△ 67,435	△ 74,765	△ 7,330
人件費支出	△ 57,028	△ 74,662	△ 75,462	△ 800
その他の業務支出	△ 3,646	△ 3,477	△ 4,027	△ 550
運営費交付金収入	64,101	56,152	55,984	△ 168
学生納付金収入	11,318	12,110	11,728	△ 382
附属病院収入	22,777	40,255	38,095	△ 2,160
受託研究等収入	10,200	31,969	32,825	856
補助金等収入	-	4,205	6,910	2,705
寄附金収入	12,701	12,193	17,284	5,091
その他収入	3,147	5,611	7,100	1,489
業務活動によるキャッシュ・フロー	34,841	16,924	15,674	△ 1,250
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー				
金銭の信託の取得による支出	-	-	△ 500	△ 500
有価証券の取得による支出	△ 5,105	△ 1,000	△ 1,100	△ 100
有価証券の売却及び償還による収入	-	608	1,500	892
関係会社株式の取得による支出	-	-	△ 3	△ 3
その他の関係会社有価証券の取得による支出 ^{※1}	-	△ 2,250	△ 2,913	△ 663
出資金の分配による収入	-	60	-	△ 60
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 6,030	△ 27,133	△ 17,602	9,531
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	1	38	58	20
施設費による収入 ^{※2}	3,428	4,606	4,285	△ 321
施設費の精算による返還金の支出	-	△ 56	△ 160	△ 104
定期預金の取得による支出	-	△ 66,300	△ 50,100	16,200
定期預金の払戻による収入	236	63,700	62,100	△ 1,600
小計	△ 7,470	△ 27,726	△ 4,435	23,291
利息及び配当金の受取額	3	192	206	14
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,467	△ 27,533	△ 4,228	23,305
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー				
大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出	△ 3,540	△ 954	△ 454	500
大学改革支援・学位授与機構からの借入れによる収入	165	9,737	3,730	△ 6,007
大学改革支援・学位授与機構借入金の返済による支出	-	△ 933	△ 515	418
PFI債務等の返済による支出	-	△ 879	△ 597	282
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 0	△ 279	△ 268	11
小計	△ 3,375	6,690	1,893	△ 4,797
利息の支払額	△ 1,554	△ 149	△ 86	63
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,929	6,541	1,806	△ 4,735
IV. 資金増加額(又は減少額)	22,444	△ 4,068	13,252	17,320
V. 資金期首残高	-	50,852	46,784	△ 4,068
VI. 資金期末残高	22,444	46,784	60,037	13,253

(※1) 投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく有価証券の取得にかかる支出額です。

(※2) 施設整備費補助金および(独)大学改革支援・学位授与機構交付金の入金額です。

財務諸表等の要約

決算報告書(決算額)

決算報告書とは、国における会計認識基準に準じ、現金主義を基礎としつつ出納整理期の考え方を踏まえ、一部発生主義を取り入れて国立大学法人等の運営状況を収入・支出ベースで報告するものです。現金主義を基本としているため、減価償却資産の取得において損益計算書では資産の取得額を減価償却期間で按分した減価償却費を計上するところ、決算報告書では資産を取得した年度に取得額全額を計上するなどの違いがあります。

(単位:百万円)

区分	16年度 (H16.4-H17.3)	元年度 (H31.4-R2.3)	2年度 (R2.4-R3.3)	増△減 (前年比較)
収入				
運営費交付金	64,101	56,837	56,564	△ 273
施設整備費補助金	3,096	4,349	4,163	△ 186
施設整備資金貸付金償還時補助金	1,125	-	-	-
補助金等収入	-	4,196	6,959	2,763
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	332	97	97	-
自己収入	34,810	55,255	53,464	△ 1,791
授業料、入学料及び検定料収入	11,575	12,126	12,095	△ 31
附属病院収入	22,778	40,256	38,096	△ 2,160
雑収入	457	2,873	3,273	400
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	15,499	54,120	52,721	△ 1,399
引当金取崩	-	297	1,256	959
長期借入金収入	166	9,738	3,730	△ 6,008
前中期目標期間繰越積立金取崩	-	1,408	2,097	689
目的積立金取崩	-	1,066	606	△ 460
出資金 ^{※1}	-	2,310	2,913	603
計	119,129	189,673	184,570	△ 5,103
支出				
業務費	91,754	110,869	109,087	△ 1,782
教育研究経費	70,230	70,843	70,439	△ 404
診療経費	21,524	40,026	38,648	△ 1,378
施設整備費	3,594	14,184	7,990	△ 6,194
補助金等	-	4,196	6,650	2,454
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	14,970	39,557	49,137	9,580
長期借入金償還金 ^{※2}	6,221	2,000	1,025	△ 975
出資金 ^{※3}	-	2,250	2,913	663
計	116,539	173,056	176,802	3,746
収入－支出	2,590	16,617	7,768	△ 8,849

(※1) 国立大学法人が行う特定研究成果活用支援事業に対して国から交付された出資金です。

(※2) (独) 大学改革支援・学位授与機構に対する債務負担金・借入金の償還に要する支出です。

(※3) 国立大学法人が行う特定研究成果活用支援事業の実施に伴う出資金です。

国立大学法人会計の仕組み

I. はじめに

国立大学法人の会計は、一般に公正妥当と認められた企業会計原則に準拠することとされています。他方、国立大学法人は公的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としていません。また、主たる業務内容が教育・研究である等の特性も考慮する必要があります。国との関係においても、施設整備費補助金による施設の建設のように国立大学法人の独自判断では意思決定が完結し得ない行為に起因する支出など、国立大学法人の業績を評価する

手段としての損益計算に含めることが合理的ではない支出も存在します。そこで、企業会計原則に必要な修正が加えられた基準として国立大学法人会計基準が定められています。ここでは、本学の財政状態や運営状況を理解するために必要な情報として、国立大学法人の活動を支える最大の収入源である運営費交付金の算定の仕組みや、業績評価等の観点から修正が加えられている国立大学法人会計の独特な仕組みについて、できる限り簡潔に説明します。

II. 国立大学法人の収入源

国立大学法人は、国からの運営費交付金、学生からの納付金や病院収入などの自己収入、受託研究費や寄附金、研究者個人に交付される科学研究費補助金等などの外部資金を原資として活動しており、収入源（財源）の性質に応じて会計処理が定められています。

運営費交付金は、国立大学法人の活動を支える資金のうち大きな割合を占める財源であり、各国立大学法人が中期目標・中期計画で計画した事業を実行するために措置されます。その額は、中期目標・中期計画の実行に必要な経費（運営費交付金対象事業費）と、その年に獲得できる自己収入を見積もり、その差額として算出されます。

運営費交付金対象事業費は、国立大学法人法第22条（業務の範囲等）の範囲内で実施される教育研究業務等の事業にかかる費用（外部資金で賄われる費用を除く）ですが、各国立大学法人に配分される運営費交付金は、上述のとおり、収支差により算定されるため、多く渡すことも少なく見積もることもなく、常に収支均衡となる仕組みが取られています。

なお、科学研究費補助金等はいわゆる競争的資金として一人または複数の研究者により行われる研究計画の研究代表者に交

付される補助金であって、研究機関に交付されるものではありません。したがって、科学研究費補助金等は国立大学法人の収入に算入されていません。他方、その取扱事務は研究機関の事務局で処理することとされているため、国立大学法人において預り金として処理し、事務取扱いに要する間接費相当額は法人の収益として整理されています。

		総事業費	
		収入予算	支出予算
患者 ▶	自己収入	附属病院収入	附属病院経費
学生 ▶		学生納付金	運営費交付金対象事業費
取引先 ▶		雑収入	
国 ▶	運営費交付金	基盤的な経費分	教育研究業務の実施に必要な基盤的な経費
		特殊な要因分	退職手当や特殊な要因による経費
国 ▶		施設整備費補助金	施設整備等経費
企業等 ▶	外部資金	受託研究等収入	受託研究等経費
支援者 ▶		寄附金収入	寄附金事業費
国等 ▶		科研費補助金等	科研費補助金等

III. 国立大学法人と民間企業の違い

企業会計における財務報告の目的はさまざまですが、その一つに、投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つ財務状況の開示が挙げられます。貸借対照表と損益計算書を通じて企業の財政状態および経営成績を開示することで、自己責任で将来を予測し投資判断をする人々に対して、投資意思決定に有用な情報を提供しています。

他方、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない国立大学法人も貸借対照表と損益計算書を開示しますが、損益計算書は経営成績ではなく、中期計画・年度計画に基づく国立大学法人の運営状況を明らかにするために開示されています。

主体	活動の主な目的	利益の獲得
民間企業	利害関係者の経済的利益最大化、企業価値最大化	目的とする
大 学	公共的性格を有する教育・研究などの推進	目的としない

国立大学法人会計の仕組み

IV. 国立大学法人会計の独特な仕組み

▶ 費用と収益の考え方

企業における支出は、その業務活動のなかでより多くの収入を獲得するために必要と思われる犠牲であり、ある期間の費用の合計は、その期の収益を獲得するための原価と言えます。投資の成果は、最終的には、投下した資金と回収した資金の差額にあたるネット・キャッシュフローであり、各期の利益の合計がその額に等しくなるという関係にあるため、企業会計において、収益と費用の対応関係を示す損益決算書は、投資家による企業価値評価の基礎となる将来キャッシュフローの予測等に役立つことが想定されています。

これに対して、利益の獲得を目的としない国立大学法人における支出は、教育研究にかかる国の事業を確実に実施するためになされ、より多くの収入をあげることは目的ではありません。また、

「II. 国立大学法人の収入源」で説明したとおり、国立大学法人に配分される運営費交付金は、基本的に収支差により算定され、常に収支均衡となる仕組みが取られています。したがって、中期目標・中期計画およびこれらに基づく年度計画どおりに事業を実施した場合、基本的にネット・キャッシュフローはゼロになります。

そこで、国立大学法人会計の損益計算書は、中期計画に沿って通常の運営を行った場合、運営費交付金等の財源措置が行われる業務についてはその範囲において損益が均衡するように構築されています。また、国立大学法人会計における収益は、国立大学法人が実施した業務に要した費用に対応する収入源を示しています。

▶ 損益均衡を前提とした会計処理(収益の認識基準)

国立大学法人会計は企業会計と同様に、費用については発生主義を、収益については実現主義を採用しており、この点で違いはありません。しかしながら、国立大学法人会計における収益の認識基準については、若干の説明が必要かもしれません。一般的に、実現

主義に基づく収益は、①財貨または役務を提供し、②その対価として現金または現金同等物を受領した時に認識するとされています。

この考え方を運営費交付金に当てはめると、以下のとおりとなります。



— (※)「期間進行基準」とは —

負債を収益に振り替える処理を収益化と呼びますが、一般に教育研究などの業務進行度の客観的な測定は困難です。

そこで運営費交付金については、中期計画およびこれを具体化する年度計画等において計画された業務の進捗と、交付された運営費交付金とが期間的に対応しているとみなして、交付された事業年度に運営費交付金債務を収益化すること(＝期間進行基準)を原則としています。

①運営費交付金は、受入時に負債に計上しますが、交付によって直ちに収益となるわけではありません。これは、将来提供する業務の対価としての現金を受領しただけであり、受入によって教育研究に関する業務を実施する義務を負ったと考えるためです。そこで、受け入れた現金に相当する負債(運営費交付金債務)を計上することになります。

②その後、教育研究などの業務が進行した場合、教育研究に関する業務を実施する義務を果たしたことになるため収益が実現したと考えます。そこで負債を順次収益に振り替えていきます。

③計画どおりに業務を実施した場合は、収入＝支出となるため損

益は均衡しますが、経費節減等の運営努力により費用を節減した場合には、利益が生じることになります(詳細は「VI. 運営努力による利益」をご覧ください)。

受入時に負債計上した後に収益を認識する財源には、上述の運営費交付金のほか、授業料や外部資金(科学研究費補助金等を除く)などがあります。また、運営費交付金は期間進行基準※により収益化されることが原則とされていますが、運営費交付金のほかにも国立大学法人はさまざまな資金を受け入れており、財源によって収益化の基準(期間進行基準、業務達成基準、費用進行基準等)が定められています。

▶ 損益均衡を前提とした会計処理(減価償却)

①減価償却費と同額の収益を計上する方法(財源別処理)

国立大学法人会計も企業会計と同様に、減価償却資産を購入した場合、取得に要した金額は取得した時に資産に計上し、その資産の減価償却費を償却期間にわたり認識します。そのため、原則として企業会計と同様に減価償却資産の取得価額に対応する収益と費用が同一期間に均衡することは生じないはずで。ところが、国立大学法人は業務運営の財源を主に運営費交付金に依存する一方、資産の減価部分については通常は運営費交付金の

算定対象とはならず、運営費交付金に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていません。このような状況下で、中期計画・年度計画に基づく国立大学法人の運営状況を損益計算書において明らかにする必要があります。

そこで、国立大学法人会計では、取得した資産の減価償却費と同額の収益を計上することにより費用を収益と均衡させる国立大学法人会計特有の会計処理(財源別処理)が行われます。

【資産購入時の会計処理】

運営費交付金で購入した減価償却資産を資産計上するとともに、運営費交付金債務を取り崩し、教育研究などの業務の進行(減価償却費の発生)に応じて運営費交付金を収益化するために設定された負債科目(資産見返運営費交付金等)へ振り替えます。

【減価償却時の会計処理】

減価償却費の発生に伴い、資産見返運営費交付金等に計上された減価償却費相当額を、収益科目である資産見返運営費交付金等戻入に振り替えることにより収益化します。これにより減価償却費と収益化額が均衡することになります。

資 産			負 債		
	+30億円	△30億円		+30億円	△30億円
	機械30億円	機械の購入により現金が30億円減少		教育・研究などを行う義務(負債)30億円分を資産見返負債に振り替え	機械の購入により、教育・研究などを行う義務(負債)が30億円減少
	減価償却費	資産見返負債戻入益		費用	収益
1年目	10億円	10億円	▶	10億円	10億円
2年目	10億円	10億円	▶	10億円	10億円
3年目	10億円	10億円	▶	10億円	10億円
					利益
					0円

②資産の減価に見合う金額を純資産の部に直接計上する方法(損益外減価償却処理)

国立大学法人が固定資産を取得するにあたり、国は、国有財産の現物出資あるいは施設整備費補助金の交付等を行うことができるものとされています。国立大学法人会計基準上、資産の更新にあたり出資者たる国により改めて必要な措置が講じられると想定されるこれらの資産の減価償却に相当する額は、実質的には財産的基礎の減少と捉えられます。また、この減価償却相当額は、各期間に対応させるべき収益が存在せず、国立大学法人の運営責任の範囲外にあると考えることができます。したがって、減価償

却相当額を損益計算上の費用として捉えることは、国立大学法人の運営状況の測定を誤らせることになるため、国立大学法人会計基準においては、現物出資や施設整備費等補助金により取得した資産について、資産の減価に見合う金額を損益計算上の費用に計上せず、純資産の部に直接計上する方法(損益外減価償却処理)によることとされています。なお、この取扱いは、取得時まで別に別途特定された資産に限定されています。

【資産購入時の会計処理】

施設整備費補助金で購入した資産など、減価に対応すべき収益の獲得が予定されない資産として特定された減価償却資産を資産計上するとともに、預り施設費(債務)を取り崩し資本剰余金へ振り替えます。国から現物出資された資産は、資本金を増加させます。

【減価償却時の会計処理】

資産の減価に伴い、国立大学法人の業務を確実に実施するために必要な財産的基礎が減少したため、資本剰余金を減少させます。損益計算書を経由せず、資本剰余金を直接減少させるため、損益に影響を与えません。

資 産			負 債		純資産
	+30億円	△15億円		△15億円	+30億円
	建物30億円 (施設整備費補助金15億円) (現物出資15億円)	建物の取得により現金が15億円減少		建物の取得により、預り施設費(負債)が15億円減少	建物の取得により、国立大学法人の財産的基礎が30億円増加
	損益外減価償却費	減価償却累計額		純資産	資産
1年目	10億円	10億円	▶	△10億円	△10億円
2年目	10億円	10億円	▶	△10億円	△10億円
3年目	10億円	10億円	▶	△10億円	△10億円
					利益
					0円

国立大学法人会計の仕組み

V. 資金の裏付けのない帳簿上の利益

収益と費用を均衡させる国立大学法人会計特有の「財源別処理」や「損益外減価償却処理」を行わないことにより発生した、一定の期間における収益と費用の差から生じた利益を「資金の裏付けのない帳簿上の利益」と呼びます。国立大学法人会計基準では、事業の実施により収入を伴う場合には、当該事業の継続性・安定性を開示するため、経営成績を加味した運営状況の開示が必要とされています。そのため、附属病院における診療業務などは基本的には企業会計と同様の処理となり、IV. で挙げたような財源別処理や損益外減価償却処理を行いません。

そこで、附属病院収入を財源として購入した資産の購入金額に見合う収益は購入年度に計上されますが、当該資産の減価償却費は償却期間にわたって費用が分割して認識されます。したがっ

て、購入初年度には購入金額と減価償却費との差額分の利益が認識され、購入翌年度から償却期間が終了するまでは、減価償却費分の損失が発生することになります。

このように、「資金の裏付けのない帳簿上の利益」とは、収益の発生年度が費用の発生年度より先行することにより生じる利益であり、次年度以降に発生する損失と相殺されることになります。なお、病院収入を返済財源とする借入金で購入した減価償却資産についても、借入金の返済期間と減価償却期間が異なる場合には同じく、「資金の裏付けのない帳簿上の利益」が生じます。ただし、これと同じことは企業会計でも生じます。国立大学法人会計においては、VI. で挙げる「運営努力による利益」と区別するために、このような呼び方をしています。

●病院収入(30億円)を財源として減価償却資産を購入

購入時		資産 30億円	資金の裏付けのない 帳簿上の損益
	病院収益	減価償却費	
1年目	30億円	10億円	+20億円(利益)
2年目	0円	10億円	△10億円(損失)
3年目	0円	10億円	△10億円(損失)

●病院収入を返済原資とする借入金を財源として減価償却資産を購入

30億円を借りて、病棟を建設した場合		返済期間：20年(均等返済) 減価償却：30年(毎年定額)	
区 分	1～20年	21～30年	累 計
返済に充てられる収益 (病院収益)	毎年1.5億円	毎年0円 (20年で返済終了)	30億円
費 用 (減価償却費)	毎年1億円	毎年1億円	30億円
資金の裏付けのない 損益	毎年+0.5億円 (利益)	毎年△1億円 (損失)	±0円

VI. 運営努力による利益

これまで、国立大学法人の会計では損益均衡を前提とした処理が行われ、損益均衡の例外として、事業の実施により収入を伴う場合には資金の裏付けのない帳簿上の利益が生じる場合があることを説明してきました。ここでは、利益が生じるもう一つの事例を紹介します。

業務の効率化による支出の削減や積極的な自己収入増加を図った結果、支出が収入を下回った場合、ネット・キャッシュフローはプラスになります。同様に、事業が実施されず財源の執行が計画どおりに行われなかった場合にも、支出が収入を下回る結果、ネット・キャッシュフローはプラスになります。これらのケースでは、収益の認識基準の違いにより、認識される利益の金額が異なります。

例えば、費用進行基準で収益を認識する財源については、費用が発生した期間に同額の収益が認識されるため、損益が均衡し利

益は発生しません。そして、収入と支出の差額である未使用額は負債として繰り越され、翌期以降の費用発生時に費用と同額の収益が認識されることになり、翌期以降も損益が均衡します。

他方、期間進行基準で収益を認識することが原則とされる運営費交付金等の財源は、収入額の全てを交付された事業年度に収益として認識します。したがって、同じ期間内に発生した費用が収益認識額を下回る場合には、収入と支出の差額である未使用額は利益となり、負債として繰り越されることはありません。

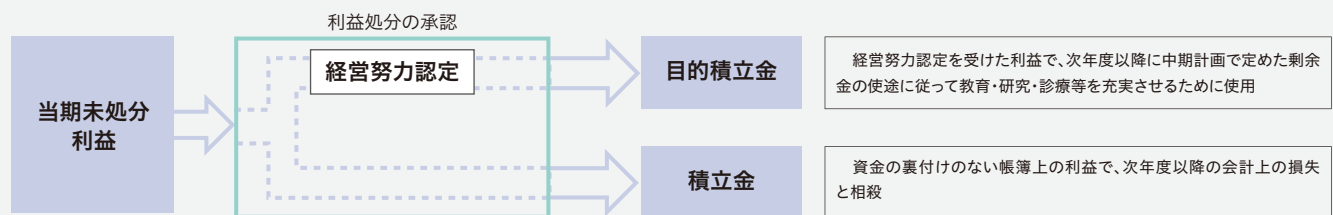
国立大学法人の会計では、このように期間進行基準のもとで支出が収入を下回った場合に認識される利益のうち、特に業務の効率化や経費削減で費用が抑えられたこと等により増加した利益を「運営努力による利益」と呼び、他の要因から生じた利益とは明確に区別するとともに、各大学の経営努力を促すために「経営努力認定」の制度が設けられています。

VII. 国立大学法人の利益処分等

▶ 通常の事業年度

前述したVI. で挙げた「運営努力による利益」については、大学の運営努力によるものとして文部科学大臣に剰余金の使途の申請を行い、「経営努力認定」を受けた利益は、次年度以降の教育・研究・診療を充実させるために、中期計画の剰余金の使途に従っ

て使用することが認められています。この「経営努力認定」については、大学が運営努力の成果であると根拠を示した利益について、財務大臣との協議の上で文部科学大臣が認定を行うという制度になっています。

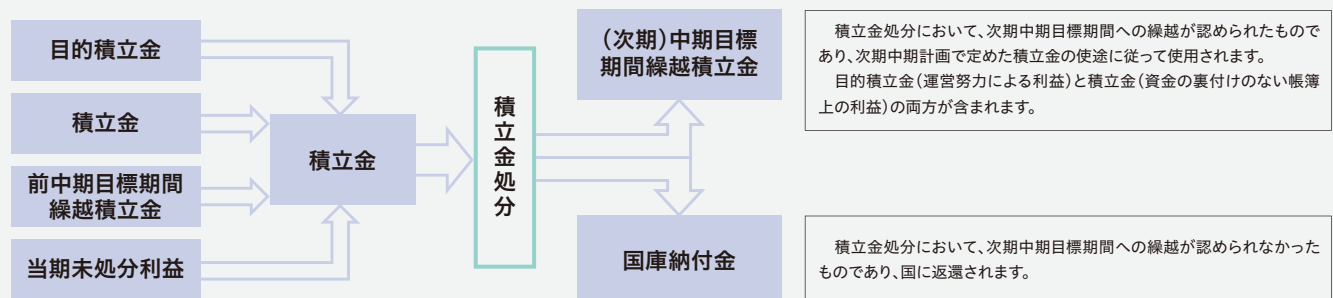


▶ 中期目標期間の最終事業年度

中期目標期間の最終事業年度は、通常の事業年度と異なる「積立金処分」という手続きが必要になります。最終事業年度の貸借対照表の目的積立金や積立金、前中期目標期間繰越積立金の残高を全て積立金として整理し、当期未処分利益を含めた積立金の処分を行います。

具体的には、当該積立金を次期中期目標期間に繰り越す合理

的理由があるかどうかについて、財務大臣との協議の上で文部科学大臣が繰越承認を行うという制度になっています。文部科学大臣の承認を得たものに限り「(次期)中期目標期間繰越積立金」として次期中期計画に定めた積立金の使途に従って使用することが認められていますが、それ以外のものについては国への返還を求められます。



VIII. 最後に

ここでは、国立大学法人会計と企業会計の会計処理上の主な相違点の背景を、特に損益計算書の観点から簡単に説明します。

企業会計では、獲得した利益により、株主が投下した資本がどの程度回収されたかを把握することが重要であるため、収益と費用の対応関係が重視されます。他方、利益の獲得を目的としない国立大学法人会計では、費用と財源の対比や、費用と成果の対比が重視されます。

費用と財源の対比とは、国立大学法人が提供するサービスがどの財源でどれだけ賄われているのかを対比することです。国立大学法人の損益計算書では、一年間の目的別の活動費用と対応する財源を対比させることで、支援者のみなさまの負担額を明らかにしています。

費用と成果の対比とは、国立大学法人が提供するサービスによる成果が、活動にかかった費用に見合ったものであるかどうか対比することです。「利益の処分に関する書類」において運営努力による利益を開示することで、業務効率化の成果を明らかにしています。

教育研究を主たる業務とする国立大学法人の活動成果を金銭価値で測定することは容易ではありません。そこで本学では、中期目標・中期計画・年度計画・事業報告および国立大学法人評価委員会による評価結果を公表しています。財務情報とこれらの情報をあわせてご覧いただくことで、本学の活動成果が費用に見合ったものであるか否かを、支援者のみなさまにもご判断いただけたらと考えています。